

さとうきび増産基金に係る業務方法書

(公社) 鹿児島県糖業振興協会

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人鹿児島県糖業振興協会（以下「協会」という。）が行う甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2827号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2829号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に規定する業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 協会は、その業務の公共的重要性に鑑み、行政庁その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を能率的に運営するものとする。

(基金の造成)

第3条 協会は、実施要綱第5に定められたさとうきび増産基金（以下「基金」という。）を国からの補助金により造成するものとする。

2 協会は、交付要綱第5に基づき、基金の原資となる補助金について農林水産大臣に対して交付申請を行い、当該交付申請に係る補助金の交付を受けるものとする。

(基金の管理方法及び用途)

第4条 協会は、基金に係る経理について、実施要綱第2の1の（1）並びに2の（1）及び（2）に掲げる事業ごとに勘定を設け、他の業務に係る経理と区分して整理するものとする。

2 協会は、基金を実施要綱第2に掲げる事業以外の用途に使用してはならない。ただし、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）の承認を得て、実施要綱第2に掲げる事業の実施に係る事務に要する経費に充てることができる。

3 協会は、さとうきび増産基金を金融機関への貯金等元本が保証される方法により運用するものとする。

4 協会は、さとうきび増産基金を他の業務に係る資金と区分して経理するため、さとうきび増産基金勘定を設け、国からの補助金及び次条に基づく果実をさとうきび増産基金に積立てて会計処理するものとする。

5 協会は、第7条に基づき交付決定を行った助成金の交付及び経費の支出をさとうきび増産基金から行う場合には、前項におけるさとうきび増産基金から必要な額を取り崩し、これを行うものとする。

(果実の取り扱い)

第5条 協会は、さとうきび増産基金の運用に伴い生ずる収入を、さとうきび増産基金に繰り入れるものとする。

(業務の内容)

第6条 協会は、実施要綱別表に掲げる事業実施主体（以下「事業主体」という。）に対し、同表に掲げる補助率の範囲内で、事業の実施に必要な経費を助成するものとする。

(助成金の交付決定手続)

第7条 協会は、事業主体から実施要綱第2に掲げる事業に係る事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）の承認申請及び助成金の交付申請があった場合には、内容を審査し、適当と認められるときは、速やかに実施計画の承認及び助成金の交付決定を行うものとする。なお、事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ九州農政局長と協議を行うものとする。

2 前項の規定は、事業実施計画又は助成金の変更申請があった場合について準用する。

(助成金交付決定の際に付する条件)

第8条 協会は、前条の規定に基づき交付決定を行う場合には、次の条件を付すものとする。

(1) 事業実施に際し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、実施要綱、実施要領及びこの業務方法書によるものとする。

(2) 前号に定めるもののほか、助成金の目的を達成するために必要と認められる条件。

(助成金の額の確定等)

第9条 協会は、事業主体から実績報告を受領した場合には、当該申請者が事業実施計画に基づいた事業を行ったかどうかについて必要に応じて現地の確認を行い、当該事業が適切に行われたと判断した場合には、交付すべき助成金の額を確定し、事業主体に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 協会は、事業主体から助成金の支払請求があった場合には、当該請求書に基づき助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第11条 協会は、助成金の交付を受けた者が、以下のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該納付金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した額を加算することができる。

(1) 交付決定後の事情の変化により、交付決定に係る事業の全部又は一部が遂行できなくなった場合

(2) 第7条の規定により付された条件に違反した場合

(3) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けた場合

(事業実施状況の報告)

第12条 協会は、実施要綱第7の2に基づく事業実施状況報告書を、九州農政局長に報告するものとする。

(証拠書類の保管)

第13条 協会は、必要に応じて、事業主体の経理内容を調査し、本事業の助成金の申請及び交付事務に係る関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

2 協会は、本事業の助成金の交付の基礎となった証拠書類を、当該事業に係る助成金の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(事業の終了)

第14条 協会は、国の事業が終了した場合には、本事業を終了するものとする。

(雑則)

第15条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務の運営に関し必要な事項について、理事長が別に定める。

附 則

この業務方法書は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成26年2月18日から施行する。